

佐賀県地域農業改良普及センターの事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成26年 8 月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第78号

佐賀県地域農業改良普及センターの事務の委任に関する規則

佐賀県地域農業改良普及センター管理規則（昭和44年佐賀県規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、佐賀県地域農業改良普及センター条例（昭和33年佐賀県条例第23号）第2条の規定により、地域農業改良普及センターの事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第2条 地域農業改良普及センターの事務（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第2項に規定する事務をいう。）は、農林事務所地域農業改良普及センター長に委任する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

（佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正）

2 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和53年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>（分掌事務）</p> <p>第6条 本場の課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>佐賀県農業技術防除センター、佐城農業改良普及センター及び佐賀県農業大学校の庶務及び会計に関すること。</u></p> <p>ク 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>（分掌事務）</p> <p>第6条 本場の課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 佐賀県農業技術防除センター及び佐賀県農業大学校の庶務及び会計に関すること。</p> <p>ク 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> |

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

3 佐賀県上場営農センター管理規則(平成2年佐賀県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (分掌事務)<br>第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。<br>研究部 略<br>普及部<br>(1) 略<br>(2) <u>東松浦農業改良普及センター</u> との連携に関すること。 | (分掌事務)<br>第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。<br>研究部 略<br>普及部<br>(1) 略<br>(2) <u>唐津農林事務所東松浦農業改良普及センター</u> との連携に関すること。 |

(佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

4 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年佐賀県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)<br>第3条 略<br>2 前項の貸付対象者が法人格のない団体である場合は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。<br>(1) 略<br>(2) その規模、内容等が水産振興センター又は <u>地域農業改良普及センター</u> (以下「水産振興センター等」という。)の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。<br>(3) 略<br>3~7 略 | (沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)<br>第3条 略<br>2 前項の貸付対象者が法人格のない団体である場合は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。<br>(1) 略<br>(2) その規模、内容等が水産振興センター又は <u>農林事務所地域農業改良普及センター</u> (以下「水産振興センター等」という。)の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。<br>(3) 略<br>3~7 略 |